金沢市立小中学校屋内運動場等空調設備整備事業 募集要項等に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						タイトル	質問	回答
		頁	項							
1	募集要項	2	第2	3				事業目的	本事業はローカルPFIに沿うものとされていますが、市内企業の参画は「努める」とされるにとどまっています。市内企業の参画数・発注額・市内調達等を、事業者選定においてどのように評価する予定でしょうか。評価対象とする場合は、評価項目及び配点の考え方をご教示ください。	事業者選定基準P8の＜性能審査項目及び配点＞とP10の＜性能審査項目及び評価の視点＞の1　事業実施に関する項目の(3)地域経済の活性化に記載のとおり、代表企業等における市内企業の参画促進と地域経済への貢献を審査項目としているところであり、その配分は、内容点250点中70点としているところです。
2	募集要項	2	第2	4				事業内容	募集要項では、対象施設は今後変更する可能性があるとされています。施設又は整備箇所の追加・削除・変更が生じる場合の通知時期、変更可能な範囲、設計・施工・維持管理の対価及び工程の変更方法をご教示ください。 また、変更に伴う価格調整に用いる単価・算定方法は、募集要項等のどの資料で示されますか。	本事業の対象施設は、募集要項や要求水準書の別紙1本事業の対象施設一覧に記載のとおりであり、対象施設の変更は、事業契約書(案)P6の第16条(要求水準書の変更)に基づき対応することを想定しています。なお、サービス対価の改定方法等については、事業契約書(案)P36の別紙2設計・施工等のサービス対価の改定方法及びP38の別紙3維持管理のサービス対価の改定方法に基づき行うことを想定しています。これらの項目に定めのない事項については、P32の第79条(定めのない事項等)に基づき、本市との協議により対応します。
3	募集要項	4	第2	4	(3)			事業ｽｹｼﾞｭｰﾙ	整備対象設備は対象施設ごとに月末に引き渡し、引渡し翌月から維持管理期間を開始するとされています。施設ごとに引渡し時期が異なる場合、設計・施工等の対価及び維持管理対価の支払開始時期・算定方法はどのようになりますか。年度ごとの施工分を対象とする割賦払いとの関係もご教示ください。	事業契約書(案)P21の第54条(設計・施工等に係るサービス対価の支払)からP22の第56条(対価の支払方法)に記載のとおり、各年度の業務終了後の請求に基づき、当該年度分の対価を翌年度に支払うこととしています。なお、所有権移転は毎月末日、最大で年12回となります。例えば毎月引渡しを行った場合、各月ごとに基準金利を設定し、割賦手数料等の各種費用を算出することとなりますが、事業者選定後に、本市と事業者との間での認識を統一するための修正も想定されると考えています。

金沢市立小中学校屋内運動場等空調設備整備事業 募集要項等に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						タイトル	質問	回答
		頁	項							
4	募集要項	15	第5	3				提案上限額について	提案上現金額は18,600,000,000円（消費税込み）の記載がありますが、弊社積算金額と大きな開きがあり、上限金額をはるかに超えています。市の算定根拠は公表しないとありますが、弊社積算金額の再確認の為に必要です。市の算定根拠の公表はやはり無理でしょうか。	募集要項P15の3提案上限額に記載のとおりです。
5	募集要項	15	第5	3				提案上限額について	設計・施工・監理・維持管理費用及び事業者選定に係る資料作成費、割賦払手数料、事業収益等々を纏めた応募事業者の提案費用が本事業で設定された上限額を越える場合、見積提出しても失格となります。もし、応募事業者が少なく不調な場合、本事業費若しくは公開されている要求仕様の見直しはあるのでしょうか。	不調になった場合は、本市で実施方針等や募集要項等、事業費の見直し等の有無などを含めた今後の対応を検討することになります。
6	募集要項	22	別紙1					本事業の対象施設一覧	対象施設一覧のエネルギー種別は、P25※に設計業務で本市と協議のうえ最終決定するとされています。種別変更を承認する判断基準、承認時期、変更に伴う設計・施工費、維持管理費及び災害対策費の増減額の算定・契約変更方法をご教示ください。	エネルギー種別変更を承認する判断基準、承認時期、変更に伴う設計・施工費、維持管理費及び災害対策費の増減額の算定については、対象施設ごとに本市との協議となります。また、契約変更方法は、事業契約書第52条及び第53条によります。
7	要求水準書	2	第1	5	(1)			事業範囲 本事業が対象とする業務	『ただし、対象施設によっては～』以降について、具体的に対象校をご提示いただけますでしょうか。	実施方針等に関する質問及び意見に対する回答のNo.4と5に記載のとおり、金沢市立三馬小学校を想定しています。現在、同校につきましては、移転新築に向けた実施設計中であり、令和9年度からの移転新築工事において屋内運動場に空調設備を整備することを予定しています。
8	要求水準書	6	第1	7				整備計画の策定	「本市は、整備順序に関する優先順位を一定示す」と記載がありますが、いつのタイミングで優先順位を示して頂けますでしょうか。提案段階で各学校別の整備順序を計画予定のため、提案後に優先順位を示して頂き計画した整備順序を変更する必要がでてきた場合、事業者側の負担となります。そのため、本公募期間中に優先順位を示して頂きたく存じます。	整備順序は、様式7-8のスケジュールとして示していただき、その内容を踏まえ事業者選定後に整備計画を事業者が作成します。対象施設は自然災害発生時に地域の避難所としても利用されることから、整備計画での整備順序に地区ごとの偏りがある場合などは本市が変更を求める場合があります。なお、基本的な整備順序の考え方は、実施方針P1（7）の事業スケジュールで示しています。

金沢市立小中学校屋内運動場等空調設備整備事業 募集要項等に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						タイトル	質問	回答
		頁	項							
9	要求水準書	6	第1	7				整備計画の策定	・2つ目 『本市が整備順序を指定』とあります。提案の際に、対象校を明示する必要がありますので、整備順序がある場合は11月中にご指示の程、お願いいたします。	整備順序は、様式7-8のスケジュールとして示していただき、その内容を踏まえ事業者選定後に整備計画を事業者が作成します。対象施設は自然災害発生時に地域の避難所としても利用されることから、整備計画での整備順序に地区ごとの偏りがある場合などは本市が変更を求める場合があります。なお、基本的な整備順序の考え方は、実施方針P1（7）の事業スケジュールで示しています。
10	要求水準書	18	第3	1	(3)	b		主任（監理）技術者	「対象施設ごとに主任技術者又は監理技術者を配置」と記載されておりますが、建設業法に準拠する形で主任技術者又は監理技術者の配置方法を事業者が決定することを認めて頂けますでしょうか。	建設業法に遵守した形で円滑かつ確実な業務体制を提案してください。
11	要求水準書	36	第6	2	(5)			データ計測・記録業務	「全屋内運動場ごと（室内機単位）の空調稼働時間、室外機ごとの運転時間等を記録・計測し、、」と記載がありますが、この２点においては半期報告書で全施設において対応が必要という認識でよろしかったでしょうか。それとも「別途1シーズンごとに指定する約10校のみでよろしかったでしょうか。	半期報告書において、全対象施設ごとに報告してください。なお、要求水準書を修正し、別紙６　3に「室外機ごとの運転時間の計測記録」を追加します。
12	要求水準書	36	第6	2	(5)			データ計測・記録業務	「対象施設ごとに空調環境の提供で消費するエネルギー量を月ごとに計量・記録」とありますが、これは「別途1シーズンごとに指定する約10校のみという認識でよろしかったでしょうか。	半期報告書及び月次報告書において、全対象施設ごとに報告してください。
13	要求水準書	49	第９	8				断熱・遮熱対策	・1つ目 事業期間内に耐用年数(メーカ更新推奨時期)を越える場合、再施工(撤去・再貼付、仮設材、養生等)が必須と読み取れますが、その様な解釈でよろしいでしょうか。	耐用年数が経過するまでに、断熱・遮熱対策として同様の対応をすることとしております。なお、同様の対応とは、再施工を必須とするものではなく、日射調整フィルムの貼付や日射調整フィルム以外の断熱・遮熱対策に加え、当初に断熱・遮熱対策として施工した効果が継続していることを客観的に示す図書の作成等も可とします。

金沢市立小中学校屋内運動場等空調設備整備事業 募集要項等に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						タイトル	質問	回答
		頁	項							
14	要求水準書	49	第9	8				断熱・遮熱対策	・1つ目 事業期間内で耐用年数を越えても再施工不要となる条件があれば、ご提示ください。（再施工の要否判断がつきません）	耐用年数が経過するまでに、断熱・遮熱対策として同様の対応をすることとしております。なお、同様の対応とは、再施工を必須とするものではなく、日射調整フィルムの貼付や日射調整フィルム以外の断熱・遮熱対策に加え、当初に断熱・遮熱対策として施工した効果が継続していることを客観的に示す図書の作成等も可とします。
15	要求水準書	51	第9	11				その他の付帯設備	・4つ目 換気設備の要否について1,500ppmとありますが、条件によって異なると考えらます。一定の条件を示していただけますか。	二酸化炭素濃度は、学校環境衛生基準に基づき、一律で1500ppm以下を維持することで検討をしてください。
16	要求水準書	52						別紙1	一部の学校においてEHP方式が指定されておりますが、現地見学会を受けて、受変電設備の改修が必要となったり、発電機の設置場所がないケースが見受けられました。EHP方式で指定されている学校においてGHP方式を提案させて頂くことは可能でしょうか。	可とします。
17	要求水準書							用語の定義	構成員、協力企業は、「業務の一部を特別目的会社から直接受託・請負し、、」と定められておりますが、優先交渉権者決定から事業契約までの期間が短いことから、各社との契約締結業務の効率化を目的として、代表企業もしくは構成員の1社が契約業務を特別目的会社から請け負った上で、その会社が各社と契約することを認めて頂けますでしょうか。	可とします。
18	事業契約書（案）	3	第8	2,3				契約の保証	保証金額・保険金額は「設計・施工等のサービス対価総額の10分の1以上」と規定されております。通常設計・施工に関する保証・保険は、全ての対象校での引渡し完了までの期間としますが、本事業においても同様でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。第8条第6項のとおり、設計・施工等が完了したときは、納付された契約保証金又は担保を受注者に還付するものとします。
19	事業契約書（案）	3	第8	2,3				契約の保証	維持管理期間に関しても保証・保険が必要となりますでしょうか。維持管理に関しても保証・保険が必要な場合、保証金額・保険金額は「各年度の維持管理等のサービス対価の10分の1以上」と設定頂きたく存じます。	維持管理に関する契約保証は求めません。

金沢市立小中学校屋内運動場等空調設備整備事業 募集要項等に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						タイトル	質問	回答
		頁	項							
20	事業契約書（案）	33	別紙1	2	(1)			サービス対価A	基準金利が引渡し予定日の2営業日前のTONAベース15年物金利スワップレートで設定されることと規定されております。一方、所有権移転は最大で年12回とすることが可能となっております。例えば初年度に年12回に分けて引渡しを行った場合、1年目のサービス対価Aは、各引渡し毎に基準金利を設定し、12回に分けて割賦手数料を算出した上でサービス対価Aを算出するという理解であってますでしょうか。	ご認識のとおり、移転は毎月末日、最大で年12回となります。例えば毎月引渡しを行った場合、各月ごとに基準金利を設定し、割賦手数料等の各種費用を算出することとなりますが、事業者選定後に、本市と事業者との間での認識を統一するための修正も想定されると考えています。
21	事業契約書（案）	33	別紙1	2	(1)			サービス対価A（割賦手数料）	基準金利として示された東京スワップレートTONAベース15年物（円/円）金利スワップレートの直前のレートが3.065%です。仮にこの金利にスプレッド80bpを加えた3.865%で割賦手数料を算出すると50億円近い金額となります。提案上限額の1/3相当のこの金額が割賦手数料に相当するという理解で間違いないでしょうか。	ご認識のとおりです。本事業では、設計業務や施工業務などの空調設備等の整備費用を維持管理期間にわたり年度ごとに割賦払いすることから、割賦手数料が多額になることを認識しています。
22	事業契約書（案）	33	別紙1	2	(1)			サービス対価A（割賦手数料）	最近の市況では金利上振れリスクが極めて高い状況です。 金利リスクの負担に関して、提案書提出時から本契約日まで、本契約日からサービス対価の支払時までに分けてご教示ください。また、合わせて基準金利として示された東京スワップレートTONAベース15年物（円/円）の活用の仕方を具定例を用いてご教示ください。	提案書提出時点から事業契約書の本契約締結、事業契約書の本契約締結から基準金利確定日（空調設備等の引渡し予定日の2営業日前）までの金利変動は本市のリスクとし、空調設備等の引渡し予定日の2営業日前の金利に基づきサービス対価の支払額を算定します。なお、基準金利確定日以降の金利変動は選定事業者のリスクとなります。
23	事業契約書（案）	33	別紙1	2	(1)			サービス対価A（割賦手数料）	サービス対価Aの支払いに関して、事業期間終了までの間に元●均等払いで支払うと記載があります。「●」の意味は元利均等、元金均等のいずれかを応募事業者が選択できるという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。本市と選定事業者との協議を踏まえ、元利均等払いか元金均等払いかを最終的に決定します。
24	事業契約書（案）	37	別紙2	3	(1)			応募時に使用する基準日	応募時に使用する基準金利の基準日をご教示願います。可能であれば具体的に「応募時の基準金利は〇.〇〇%を使用して算出」といった形でご提示頂けませんでしょうか。	応募時の基準金利を2.2%として算出してください。

金沢市立小中学校屋内運動場等空調設備整備事業 募集要項等に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						タイトル	質問	回答
		頁	項							
25	様式集	3	2	1	(1)			企業名の記載	提案書等への企業名の記載は、「正１部は、実施体制等必要な箇所に応募事業者の企業名が記載されているものとし、副10部には、応募事業者の企業名及び企業を類推できる記載は行わないこと。」と定められておりますが、提案書作成までの期間が短いことから、提案期間を確保し提案内容の充実を目的として、正・副ともに企業A、企業B・・・という記載をするなど、正・副の各提案書の企業名を修正する作業や文字数が異なることによる体裁を整える作業を割愛し、正１部については、企業名が分かるような対照表を添付する方法を認めて頂けますでしょうか。	可とします。これに関連し、様式集のⅡ．１．（１）の「正１部は、実施体制等必要な箇所に応募事業者の企業名が記載されているものとし、」を「正１部は、実施体制等必要な箇所について、応募事業者の企業名が分かるものとし、」に修正します。
26	様式集	4	2	1	(4)			CD-ROM	「電子データはPDFファイルとしてよい」とありますが、WordやExcelファイルのままでも可という認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
27	④様式集							様式5-2	様式5-2のみ「代表者名」と記載がありますが、「代表者から受任者に委任している場合」は、受任者の職氏名を記載することでよろしいでしょうか。	受任者に委任している場合、代表者名には代表者を記載した上で押印せず、注2に記載のとおり、責任者（事務を担当する部門の長）の部署名及び氏名並びに担当者の部署名及び氏名をフルネームで記載し、更に連絡先として電話番号（固定電話。設置していない場合は携帯電話）を記載してください。
28	様式集							様式5-2	様式5-3～様式5-5がそれぞれ連動して計算されるシートとなっております。割賦手数料を記載する欄がなく、様式5-3～5-5と整合をとるために様式5-2については割賦手数料抜きの提案金額を記載するという認識でよろしかったでしょうか。	割賦手数料込みの金額を提案してください。これに関連し、様式集（Excel版）を修正します。
29	様式集							様式5-2	上記の通り、割賦手数料抜きの提案金額を記載する場合、募集要項P15記載の提案上限額も割賦手数料抜きの金額という認識でよろしいでしょうか。	割賦手数料込みの金額を提案してください。
30	④様式集							様式5-3	様式5-3には割賦手数料を記載する欄がございません。本様式では、割賦手数料を含まない金額を記載するという認識でよろしいでしょうか。	割賦手数料込みの金額を提案してください。これに関連し、様式集（Excel版）を修正します。
31	実施方針等に関する質問及び意見に対する回答	3	15					金利について	『金利の変動に伴う対応については、事業契約書（案）で示す予定です。』とのことですが、10/23付けの事業契約書（案）に金利についての記載がございません。ご提示のほど、お願いいたします。	事業契約書（案）P37の別紙2設計・施工等のサービス対価の改定方法の3金利変動に基づく割賦手数料の改定のとおりです。